第五十六条第１項第二号中「補足第17改訂版」を「補足第18改訂版」に改め、同条第二項中「第６改訂版」を「補足第７改訂版」に改める。

第五十七条第二項及び第五十八条第二項中「補足第６改訂版」を「補足第７改訂版」に改める。

第五十九条第１項第二号中「補足第17改訂版」を「補足第18改訂版」に改め、同条第三項中「補足第６改訂版」を「補足第７改訂版」に改める。

第六十１条第二項、第六十１条の二第二項及び第六十１条の三第二項中「補足第６改訂版」を「補足第７改訂版」に改める。

第六十七条の二中「同規則」の下に「補足改訂版の規則」を加え、同条の次に次の１条を加える。

（車両接近通報装置）

第六十七条の三　車両接近通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の７の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　車両接近通報装置は、協定規則第138号の技術的な要件（同規則の規則6.（6.2.6.を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。

二　車両接近通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。

第六十八条第１項、第二項、第四項第１号及び第二号並びに第六項中「補足第２改訂版」を「補足第３改訂版」に改める。

第九十六条第三項及び第九十八条第四項第二号中「第３改訂版」の下に「補足改訂版」を加える。

第九十九条第１項中「第５改訂版」の下に「補足改訂版」を加える。

第百五条第１項第二号中「後写鏡」の下に「、後方等確認装置」を加える。

第百十八条第１項第三号イ中「補足第３改訂版」を「補足第４改訂版」に改め、同号ロ中「第３改訂版」の下に「補足改訂版」を加え、同項第四号ロ中「補足第３改訂版」を「補足第４改訂版」に改め、同号ハ中「第３改訂版」の下に「補足改訂版」を加え、同条第三項第二号ロ中「第３改訂版」の下に「補足改訂版」を加え、同項第四号ロ中「補足第３改訂版」を「補足第４改訂版」に改め、「規則第３改訂版」及び「第51号第３改訂版」の下に「補足改訂版」を加える。

第百二十七条第１項第１号ロ中「補足第16改訂版」を「補足第18改訂版」に改める。

第百四十五条の二の次に次の１条を加える。

（車両接近通報装置）

第145条の３　車両接近通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の７の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　車両接近通報装置は、走行時において確実に機能するものであること。この場合において、車両接近通報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

二　車両接近通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。

２　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両接近通報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

第百四十六条第１項中「補足第２改訂版」を「補足第３改訂版」に改め、同条第五項第１号ロ中「補足第２改訂版」を「補足第３改訂版」に改める。

第百八十三条第１項第二号中「後写鏡」の下に「、後方等確認装置」を加える。

第百九十六条第１項第二号イ中「補足第３改訂版」を「補足第４改訂版」に改め、同号ロ中「第３改訂版」の下に「補足改訂版」を加え、同条第三項第二号ロ中「補足第３改訂版」を「補足第４改訂版」に改め、「規則第３改訂版」及び「第51号第３改訂版」の下に「補足改訂版」を加える。

第二百五条第１項第１号ロ中「補足第16改訂版」を「補足第18改訂版」に改める。

第二百十三条の二の次に次の１条を加える。

（車両接近通報装置）

第223条の３　車両接近通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の７の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　車両接近通報装置は、走行時において確実に機能するものであること。この場合において、車両接近通報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

二　車両接近通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。

２　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両接近通報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

第二百二十四条第１項及び第五項第１号ロ中「補足第２改訂版」を「補足第３改訂版」に改める。

第二百四十五条第１項、第二百四十六条第１項、第二百四十七条第１項及び第二百四十九条第１項中「補足第17改訂版」を「補足第18改訂版」に改める。

第二百五十１条第１項及び第四項第１号中「補足第２改訂版」を「補足第３改訂版」に改める。

第二百五十二条第１項第三号、第二百六十八条第１項第三号、第四号ロ及び第五号ロ並びに第三項第三号ロ並びに第二百八十四条第１項第三号及び第四号ロ並びに第三項第二号ロ中「補足第３改訂版」を「補足第４改訂版」に改める。

別添九１・６、１・８・及び２・３・中「第５改訂版」の下に「補足改訂版」を加える。

別添五十二４・２・９・中「又は主要なすれ違い用ビームを発生させるためにＬＥＤモジュールを有するすれ違い用前照灯」を削り、同別添４・25・５・１・中「後部上側端灯は、」の下に「当該灯火が車室外乗降支援灯として点灯する場合又は」を加え、同別添４・28・３中「補足第６改訂版」を「補足第７改訂版」に改める。

別添五十三２・８・の次に次のように加える。

2.9.　「連鎖式点灯」とは、複数の光源を有する指示装置の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。

別添五十三４・３・を次のように改める。

4.3.　自動車には、側方灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの及び室内照明灯と兼用するものに限る。）及び点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。

別添五十三４・３・１・を次のように改める。

4.3.1.　方向指示器（種類５及び６のものを除く。）の光度特性は、協定規則第６号改訂版補足第26改訂版又は協定規則第50号補足第18改訂版で規定する連鎖式点灯をする場合において、変化することができる。

別添五十三４・３・２・から４・３・８・までを削る。

別添六十別紙４の２・、別添六十一別紙４の２・及び別添六十八別紙４の２・中「補足第６改訂版」を「補足第７改訂版」に改める。